

「 商 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

次の設例を読んで、後記の設問(1)および(2)に解答しなさい。

1. 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、会社法上の公開会社であるが、金融商品取引所へその発行する株式を上場しておらず、かつ、株券発行会社でも、種類株式発行会社でもない。発行可能株式総数は5万株であり、2万株の株式を発行している。
2. Aは甲社の代表取締役社長であり、甲社にはそのほか、代表権のない取締役が5名いる。
3. 甲社は、自動車部品等の製造をその主力事業としているが、3年ほど前に製品の一部に不良品が混じっていたため、市場に出回った製品の自主回収・修理交換、損害賠償金の支払い等を余儀なくされ、あるいは、そのことによる甲社製品ひいては甲社の信用低下等により、業績不振から抜け出せないでいた。
4. 甲社取締役会は、甲社とは従前資本関係のない乙株式会社(以下「乙社」という。)から支援を得る目的で、乙社に対し、払込金額5万円で1000株の募集株式を発行することとし(以下「本件募集株式の発行」という。)、2017年6月30日がその払込期日と定められた。
5. 甲社が、本件募集株式の発行に必要な会社法上の手続に向け準備を行っていたところ、乙社から、社内事情により払込みに必要な資金を払込期日までに確保できないので、払込資金を調達してほしい旨の要請があった。そこで、甲社は、まず、Aの知人から甲社が5億円を借り入れて、それをさらに乙社に貸付け、乙社名義で払込期日に払い込むが、払込期日到来後ただちにAが当該払込金を引き出してAの知人に返済することを乙社に提案し、乙社の代表取締役社長Bもこれを了承した。
6. 乙社は、甲社からの借入金でもって払込期日に本件募集株式の払込みを行い、Aは、2017年7月3日に乙社からの払込金を引き出し、Aの知人に返済した。

設問

本件払込みについて、次の者は、甲社に対し、いかなる責任を負うか。なお、本件募集株式の払込金額は公正であり、また、本件募集株式の発行、なら

びに、甲社によるAの知人からの借入れおよび当該借入金の乙社に対する貸付けは会社法上必要な手続を得て適式に履践されている。

(1) A (50点)

(2) 乙社 (50点)

出題趣旨

本問は、公開会社が第三者割当増資（特定の第三者に対し行う募集株式の発行）を行うに際し、仮装払込みがあった場合に、仮装払込みに関与した者および当該株式の引受人が会社に対して負う責任を問うものである。平成26年の会社法改正後は、仮装払込みに関する責任の明文規定があるので、それらの条文構造を正しく理解し設例への適切なあてはめを行うことが求められる。

1. A の責任

設例において、甲社名義でAの知人から借り入れた金銭を乙社に貸付け、乙社は当該借入金を引き受けた株式の払込みに充てている。そのこと自体は、特段問題ないようにみえる。乙社は払込期日である6月30日に株主となる（会社法209条1項1号）。そして、乙社の払込みからわずか3日後の7月3日にAは当該払込金を引き出して、直接、知人に返済している。会社が事業資金を引き出すことは通例であるが、Aと乙社が相計って行った上記一連の行為は、払込みから返済までの期間が極めて短く、払込金が会社資金として運用された事実はなく、借入金の返済により、会社資金は増えないため、連続した一行為として客観的に捉えたと、払込みの実態のないいわゆる「見せ金」にあたると評価される。

募集株式の引受人によって出資の履行が仮装された場合、関与した取締役等は、仮装払込みされた金額全額を支払う義務を負う（会社法213条の3第1項）。Aは、出資の履行の仮装に関する職務を行った取締役（会社則46条の2第1号）にあたるから、職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明し得なければ、支払い義務を負う。設例事実からは、Aに無過失の抗弁は困難であろう。

2. 乙社の責任

乙社は、設例の第三者割当増資の引受人である。出資の履行を仮装した募集株式の引受人については、仮装による払込金額全額を支払い義務を負う（会社法213条の2第1項1号）。当該乙社の債務は、上記Aとの連帯債務となる（会社法213条の3第2項）。

乙社は、上記支払い義務を履行した後でなければ、自己が引き受けた株式につき株主の権利を行使することができない（会社法209条2項）。悪意または重大な過失により当該株式を譲り受けた者も同様である（会社法209条3項）。

なお、仮装払込みの効力や仮装払込みによる株式発行の効力については、設問において問われていないので論じる必要はない。

以 上